

参考 金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）抜粋

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

第42条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則（平成29年3月27日条例第22号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。